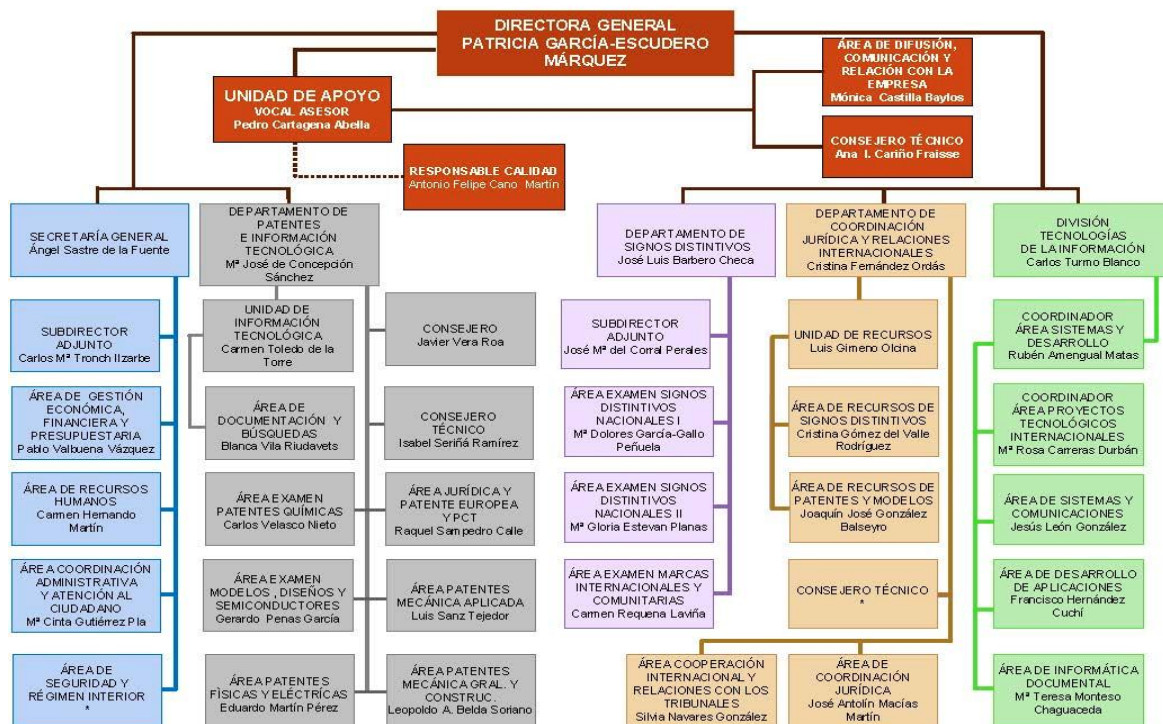


①国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン王国)				
②名称	Spanish Patent and Trademark Office Ministry of Industry, Trade and Tourism (OEPM)				
③所在地	Paseo de la Castellana 75, 28046 Madrid				
④連絡先	(電話)	(34)90 215 75 30	(FAX)	(34)91 349 55 97	
	(E-mail)	informacion@oepm.es	(internet)	www.oepm.es	
⑤組織の長	Director: Ms. Aida Fernández González				
⑥沿革	<p>(1) スペインにおける最初の工業所有権に関する法律は、1902年の工業所有権法(Ley de Propiedad Industrial de 16 de Mayo de 1902)である。</p> <p>(2) この1902年の法律は、1929年の工業所有権法(Estatuto de la Propiedad Industrial)の制定によって廃止された。この1929年の法律は、全ての工業所有権を取扱うものであり、商標、特許、実用新案、工業モデル及びデザイン(意匠)の章を包含している。</p> <p>(3) 1986年には、特許に関するスペイン特許法(法律11/1986)が1986年6月26日に発効し、制定された。このスペイン特許法は、特定の条項についてはその後、数回の修正を経て現在でも有効である。</p> <p>(4) 1988年には、商標、商号及び標識に関するスペイン商標法(法律32/1988)が制定された。このスペイン商標法は、その後、廃止された。その後、2001年にスペイン商標法(法律/2001)が制定された。このスペイン商標法は、現在でも有効であり、同法の条項は、商標に関するEC指令及びTLTの原則に適合している。</p> <p>(5) 2003年には、工業デザイン(意匠)の法的保護に関する7月7日付新スペイン意匠法(法律 20/2003)が制定された。このスペイン意匠法は、意匠に関するEC指令98/71/GEEにも適合しており、一部は2003年7月9日に施行されたが、2004年7月8日には完全に施行された。</p>				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、集積回路の回路配置の保護法				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1970/4/26	1887/12/5			1982/7/15
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1884/7/7		1974/8/24	1991/11/14
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	2009/5/18	1999/3/17		2010/3/14	2010/3/14
		ヘーグ			
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	1981/3/19	1956/3/2		2003/12/23	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	1892/7/15	1995/12/1	1989/11/16	1973/11/17	1961/4/8
	ストラスブール	ウィーン	WTO		
	1975/11/29		1995/1/1		

①国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン王国)					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	1,447	1,555	1,434	1,318
		(内 外国出願)	159	124	126	168
		(内 日本から)	7	3	3	3
		(内 PCTルート)	89	72	73	87
	実用新案	全数	2,757	3,448	3,091	2,635
		(内 外国出願)	153	146	158	193
	意匠	全数	1,672	1,565	1,392	1,264
		(内 外国出願)	97	92	76	97
		(内 日本から)	4	3	3	
	商標	全数	53,714	53,977	54,281	47,509
		(内 外国出願)	4,597	4,211	4,259	3,900
		(内 日本から)	84	75	50	58
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	1,272	641	716	714
		(内 外国出願)	97	65	68	63
		(内 日本から)	9	4	5	1
		(内 PCTルート)	66	53	45	48
	実用新案	全数	2,455	2,391	3,320	2,297
		(内 外国出願)	143	117	153	159
意匠	全数	1,648	1,519	1,378	1,173	
	(内 外国出願)	106	82	68	75	
	(内 日本から)	4	2	2		
商標	全数	47,444	42,960	43,373	51,358	
	(内 外国出願)	4,694	4,168	3,927	3,868	
	(内 日本から)	100	78	57	57	
(出典): WIPO IP Statistics						

⑫ 組織



(出典): SPTO HP

国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン王国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2018年7月3日改正(2018年7月5日施行)
	③地理的効力の範囲	スペイン領土内(バレアレス州、カナリア諸島、セウタ及びメリリヤを含む)
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及びその承継人 (特許法第10条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州連合の加盟国外に居住する者は、工業所有権代理人を選任しなければならない。(特許法第175条(2))
	⑦出願言語	スペイン語 (特許法第23条(3))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許付与の公告の日から効力を有し、出願日から20年(特許法第58条) 医薬品の承認、農薬(植物保護製品)の登録に要した期間があったときは、5年を限度として補充的保護証明書の出願により、延長することができる。 (特許法第46条、EU規則469/2009第13条、EU規則1610/96第13条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用・内外国刊行物 (特許法第6条(2))
	⑩グレースピリオド	有。次の2つのケースが規定されている。(特許法第7条) (1) 出願人又は承継人に対する明らかな濫用から6か月 (2) 公的な博覧会又は国際博覧会条約の博覧会における展示から6か月
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法(特許法第4条(4)a) (2) 文学、美術作品若しくはその他の美的創作又は科学的作品(特許法第4条(4)b) (3) 遊戯、知的活動又は経済/商業活動の実行のための計画、規約及び方法並びにコンピュータプログラム(特許法第4条(4)c) (4) 情報の提示に使用される方法(特許法第4条(4)d) (5) その商業的利用が公序良俗に反する発明。特に以下に掲げる事項。 a) 人間のクローン化に関する方法(特許法第5条(1)a) b) 人間の生殖細胞系列遺伝的同一性組換えに関する方法(特許法第5条(1)b) c) 産業又は商業目的でのヒト胚の利用(特許法第5条(1)c) d) 動物の遺伝的同一性の組換えに関する方法であって、人間又は動物のための医療上又は獣医学上実質的な利益を伴わないで動物に苦痛を与えるもの及びかかる方法から生じる動物(特許法第5条(1)d) (6) 植物の品種及び動物の品種(特許法第5条(2)) (7) 植物又は動物を得るための本質的に生物学的な方法(特許法第5条(3)) (8) 人間又は動物の体に用いられる外科的又は治療上の処置の方法及び人間又は動物の体に用いられる診断方法(特許法第5条(4)) (9) 組成及び発育の様々な段階にある人間の体及びその構成要素の一(遺伝子の完全又は部分配列を含む)の単なる発見(特許法第5条(5)) (10) 生物学的機能の表示を伴わない単なるデオキシリボ核酸(DNA)の配列(特許法第5条(6))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第35条)
	⑬審査請求制度の有無	有。審査請求は出願人がされた時から行うことができ、技術水準に関する報告書の公開日から3か月以内に提出しなければならない。(特許法第39条(2))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。 (1) 持続可能性目標関連技術に関連する特許出願の優先処理(特許法追加条項3) (2) 優先権を主張しない出願の追加料金支払いによる迅速処理(特許法追加条項6)
	⑮出願公開制度の有無	有。 (1) 出願日(優先日)から18か月後に公開される。(特許法第37条(1)) (2) 早期公開制度あり。(特許法第37条(2)) (3) 出願が下げられた場合等は公開されない。(特許法第37条(3))

国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン王国)																																																											
⑯異議申立制度の有無	有。審査の完了前までは、何人も特許性に関する所見を作成することができる。 (特許法第38条、規則第32条) (注)権利付与後の異議申立制度については、次の項目で説明する。																																																											
⑰無効審判制度の有無	有。何人も、工業所有権公報における付与の公告から6月以内に、特許付与に対して異議申立をすることができる。(特許法第36条) (注)特許存続期間又は存続期間満了後5年以内に無効訴訟を提起することができる。 (特許法第103条)																																																											
⑱実施義務	有。特許付与公告から3年、又は出願から4年のうち遅い期間内に実施しなければならず、期間満了後は何人も強制ライセンスの付与を請求することができる。 (特許法第90条、第92条)																																																											
⑲費用 単位 EUR (ユーロ) 1 EUR = 0.99 US\$ (2022年10月)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="422 568 1369 763"> <thead> <tr> <th></th> <th>非オンライン手続</th> <th>オンライン手続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願料</td> <td>102.39 EUR</td> <td>87.03 EUR</td> </tr> <tr> <td>優先権主張料</td> <td>20.05 EUR</td> <td>17.04 EUR</td> </tr> <tr> <td>先行技術調査依頼</td> <td>698.42 EUR</td> <td>593.65 EUR</td> </tr> <tr> <td>審査請求料</td> <td>397.61 EUR</td> <td>337.96 EUR</td> </tr> <tr> <td>登録料</td> <td>27.16 EUR</td> <td>87.03 EUR</td> </tr> </tbody> </table> <p>[特許権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="422 797 1369 1155"> <thead> <tr> <th colspan="4">年金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 年次</td> <td>18.85 EUR</td> <td>12 年次</td> <td>324.37 EUR</td> </tr> <tr> <td>4 年次</td> <td>23.52 EUR</td> <td>13 年次</td> <td>372.39 EUR</td> </tr> <tr> <td>5 年次</td> <td>45.00 EUR</td> <td>14 年次</td> <td>420.86 EUR</td> </tr> <tr> <td>6 年次</td> <td>66.41 EUR</td> <td>15 年次</td> <td>449.45 EUR</td> </tr> <tr> <td>7 年次</td> <td>109.63 EUR</td> <td>16 年次</td> <td>468.07 EUR</td> </tr> <tr> <td>8 年次</td> <td>136.47 EUR</td> <td>17 年次</td> <td>499.85 EUR</td> </tr> <tr> <td>9 年次</td> <td>171.26 EUR</td> <td>18 年次</td> <td>499.85 EUR</td> </tr> <tr> <td>10 年次</td> <td>220.40 EUR</td> <td>19 年次</td> <td>499.85 EUR</td> </tr> <tr> <td>11 年次</td> <td>276.27 EUR</td> <td>20 年次</td> <td>499.85 EUR</td> </tr> </tbody> </table>			非オンライン手続	オンライン手続	出願料	102.39 EUR	87.03 EUR	優先権主張料	20.05 EUR	17.04 EUR	先行技術調査依頼	698.42 EUR	593.65 EUR	審査請求料	397.61 EUR	337.96 EUR	登録料	27.16 EUR	87.03 EUR	年金				3 年次	18.85 EUR	12 年次	324.37 EUR	4 年次	23.52 EUR	13 年次	372.39 EUR	5 年次	45.00 EUR	14 年次	420.86 EUR	6 年次	66.41 EUR	15 年次	449.45 EUR	7 年次	109.63 EUR	16 年次	468.07 EUR	8 年次	136.47 EUR	17 年次	499.85 EUR	9 年次	171.26 EUR	18 年次	499.85 EUR	10 年次	220.40 EUR	19 年次	499.85 EUR	11 年次	276.27 EUR	20 年次	499.85 EUR
	非オンライン手続	オンライン手続																																																										
出願料	102.39 EUR	87.03 EUR																																																										
優先権主張料	20.05 EUR	17.04 EUR																																																										
先行技術調査依頼	698.42 EUR	593.65 EUR																																																										
審査請求料	397.61 EUR	337.96 EUR																																																										
登録料	27.16 EUR	87.03 EUR																																																										
年金																																																												
3 年次	18.85 EUR	12 年次	324.37 EUR																																																									
4 年次	23.52 EUR	13 年次	372.39 EUR																																																									
5 年次	45.00 EUR	14 年次	420.86 EUR																																																									
6 年次	66.41 EUR	15 年次	449.45 EUR																																																									
7 年次	109.63 EUR	16 年次	468.07 EUR																																																									
8 年次	136.47 EUR	17 年次	499.85 EUR																																																									
9 年次	171.26 EUR	18 年次	499.85 EUR																																																									
10 年次	220.40 EUR	19 年次	499.85 EUR																																																									
11 年次	276.27 EUR	20 年次	499.85 EUR																																																									
⑳料金減免措置の有無	有。 自然人又は中小企業は、出願手数料、第3回目、第4回目及び第5回目の年次納付並びに国内特許の場合は技術水準に関する報告の請求に係る手数料及び実体審査手数料の50%減額の申請ができる。 電子出願の場合は15%減額される。 (特許法第186条)																																																											
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。																																																											

国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン王国)	
実用新案 制度	②最新実用新案 の施行年月日	2018年7月3日改正(2018年7月5日施行)
		(注)特許法第137条～150条に実用新案に関する規定がある。
	③地理的効力の 範囲	スペイン領土内(バレアレス州、カナリア諸島、セウタ及びメリリヤを含む)
	④他国制度との 関係	無。 (注)欧州特許出願をスペイン実用新案出願に変更できる規定あり。(特許法第159条)
	⑤出願人資格	考案者及びその承継人 (特許法第138条)
	⑥現地代理人の 必要性及び代理 人の資格	要。欧州連合の加盟国外に居住する者は、工業所有権代理人を選任しなければならない。(特許法第175条(2))
	⑦出願言語	スペイン語 (特許法第150条で準用する第23条(3))
	⑧実用新案権の 存続期間及び起 算日	出願日から10年 (特許法第148条(2))
	⑨新規性の判断 基準	内外国公知公用・内外国刊行物 (特許法第139条(1)で準用する第6条(2))
	⑩グレースピリオド	有。次の2つのケースが規定されている。(特許法第150条で準用する第7条) (1) 出願人又は承継人に対する明らかな濫用から6か月 (2) 公的な博覧会又は国際博覧会条約の博覧会における展示から6か月
	⑪不登録対象	(1) 「産業上の利用を伴う発明であって、新規であり、進歩性を伴い、かつ製品又は物件に対し、その利用又は製造に多大の利点をもたらす形状、構造又は組成を与えるもの」に該当しないもの。(特許法第137条(1)) (2) 特許性から除外される物質及び発明(特許法第137条(2)) (3) 方法から構成される発明、生物学的物質に基づく発明並びに調剤物質及び組成物(特許法第137条(2))
	⑫実体審査の有 無及び審査事項	無。 ※新規性、進歩性、明細書の適切性及び産業上の利用可能性は審査されないが、方式審査及び出願の対象が実用新案としての保護に適格であるかは確認される。 (特許法第142条(3))
	⑬審査請求制度 の有無	無。
	⑭優先審査制度 ・早期審査制度 の有無	有。持続可能性目標関連技術に関連する実用新案出願の優先処理 (特許法追加条項3)
	⑮出願公開制度 の有無	有。拒絶の理由が存在しない場合又はかかる理由が是正された場合に公開される。 (特許法第143条)
	⑯異議申立制度 の有無	有。何人も出願の公開から2月の間、異議申立を行うことができる。 (特許法第144条)
	⑰無効審判制度 の有無	無。 (注)無効となる場合が特許法第149条に規定され、無効訴訟が可能である。
	⑱実施義務	有。特許付与公告から3年、又は出願から4年のうち遅い期間内に実施しなければならないが、期間満了後は何人も強制ライセンスの付与を請求することができる。 (特許法第150条で準用する第90条、第92条)

国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン王国)			
⑱費用 単位 EUR (ユーロ) 1 EUR = 0.99 US\$ (2022年10月)	[出願から登録までに掛かる費用]			
			非オンライン手続	オンライン手続
		出願料	102.39 EUR	87.03 EUR
		優先権主張料	20.05 EUR	17.04 EUR
	登録料	27.16 EUR	87.03 EUR	
	[実用新案権の維持に掛かる費用]	年金		
		3 年次	18.85 EUR	12 年次 324.37 EUR
		4 年次	23.52 EUR	13 年次 372.39 EUR
		5 年次	45.00 EUR	14 年次 420.86 EUR
		6 年次	66.41 EUR	15 年次 449.45 EUR
	⑳料金減免措置 の有無	有。		
自然人又は中小企業は、出願手数料、第 3 回目、第 4 回目及び第 5 回目の年次納付並びに国内特許の場合は技術水準に関する報告の請求に係る手数料及び実体審査手数料の50%減額の申請ができる。				
電子出願の場合は15%減額される。				
(特許法第186条)				
㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。			

国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン王国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2018年7月3日改正(2018年7月5日施行)
	③地理的効力の範囲	スペイン領土内(バレアレス州、カナリア諸島、セウタ及びメリリヤを含む)
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)の共同体意匠(Communiy Desing)
	⑤出願人資格	創作者、承継人(自然人、法人) (意匠法第14条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州連合の加盟国外に居住する者は、工業所有権代理人を選任しなければならない。(意匠規則第1条(1)c、旧特許法第155条(2)、旧特許法第155条(2)に関する1998年7月31日改正令(RealDecreto-ley8/1998))
	⑦出願言語	(1) スペイン語 (2) スペイン語以外の公用語が存在する自治州は、スペイン語又はその言語 (意匠法第20条(9))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願の日から5年間。最大25年まで5年ごとに1回又は複数回更新することができる。 (意匠法第43条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知公用、内外国刊行物 (意匠法第6条、第9条(1))
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。期間は開示日から12月。 (1) 意匠の創作者又はその承継人が提供した情報又は履行した行為の結果として当該創作者、その継承人又は第三者による開示(開示から12月) (2) 出願人又はその前任者に対する明確な濫用の結果としての意匠の開示(開示から12月) (3) 博覧会の展示から6月 (意匠法第10条、25条)
	⑪不登録対象	(1) 意匠の定義(意匠法第1条(2))に合致しないもの (2) 独自性のないもの (意匠法第7条) (3) 技術的機能のみで規定されるもの (意匠法第11条(1)) (4) 意匠が適用又は組み込まれた製品を別の製品に機械的に接続できるようにするために、その正確な形状および寸法で再現しなければならないもの(意匠法第11条(2)) (5) 公序良俗に反する意匠 (意匠法第12条) (6) 意匠の定義に合致しないもの (意匠法第13条(1)a) (7) 国旗等が含まれるもの (意匠法第13条(1)e) (8) 登録商標等が含まれるもの (意匠法第13条(1)f) (9) 知的財産権により保護されている作品の無断使用を含むもの (意匠法第13条(1)g)
	⑫実体審査の有無	無。 ※方式審査後、意匠の定義に合致するか、公序良俗に違反しないか、国旗等が含まれないかが審査される。(意匠法第27条(1)、第29条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。通常の使用において視認でき、新規性及び独自性があること。 (意匠法第8条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。 (意匠法第21条(2)c、第22条(1))
	⑱出願公開制度の有無	無。
	⑲秘密意匠制度の有無	有。出願人は、出願日(優先権が主張されている場合は優先日)から30か月間、意匠の公開の延期を求めることができる。(意匠法第32条(1))
	⑳異議申立制度の有無	無。
	㉑無効審判制度の有無	有。何人も、登録意匠の公告後2か月間、異議申立をすることができる。 (意匠法第33条)

国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン王国)		
	②③登録表示義務	無。	
	②④費用 単位 EUR (ユーロ) 1 EUR = 0.99 US\$ (2022年10月)	[出願から登録までに掛かる費用]	
		非オンライン手続	オンライン手続
		出願料	オンライン出願
		1～10意匠	77.96 EUR
		11～20意匠	68.23 EUR
		21～30意匠	56.66 EUR
		31～40意匠	45.34 EUR
		41～50意匠	36.30 EUR
		優先権主張料	7.91 EUR
		[意匠権の維持に掛かる費用]	
		存続期間更新料	非オンライン出願
		1～10意匠	100.64 EUR
		11～20意匠	80.52 EUR
		21～30意匠	64.40 EUR
		31～40意匠	51.54 EUR
		41～50意匠	41.21 EUR
	②⑤料金減免措置 の有無		

国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン王国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2018年12月27日改正(2019年1月14日施行)
	③地理的効力の範囲	スペイン領土内(バレアレス州、カナリア諸島、セウタ及びメリリヤを含む)
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)の欧州連合商標(EUTM)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体標章、証明商標(商標法第4条、第62条、第68条) (注)原産地名称及び地理的表示は別の法律で保護される。
	⑥商標の種類	標章、特に語(人名を含む)、描画、文字、図形、色彩、商品若しくはその包装の形状又は音声(商標法第4条)
	⑦出願人資格	公共団体を含め、自然人又は法人 (商標法第3条(1))
	⑧権利付与の原則	先願主義
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州経済領域(欧州連合加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェー)内に郵便の宛先を有しない者は、工業所有権代理人を選任しなければならない。 (商標規則第1条(1)c、特許法第175条(2))
	⑪出願言語	(1) スペイン語 (2) スペイン語以外の公用語が存在する自治州は、スペイン語又はその言語 (商標法第11条(9))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	有効な登録により商標権が取得され、出願日から10年。その後、10年ごとに更新できる。 (商標法第2条、第31条)
	⑬グレースピリオド	有。公認の博覧会において標章を使用したサービ又は商品を展示して開示したときは、開示日から6月。(商標法第15条)

国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン王国)	
	⑭不登録対象	<p>(1) 商標の概念に適合しないために商標を構成することができないもの (商標法第5条(1)a)</p> <p>(2) 本質的に識別性を欠くもの (商標法第5条(1)b)</p> <p>(3) 商品又はサービスの種類、品質、数量、目的、価格、原産地、商品の入手若しくはサービスの提供の時期又はその他の特徴を示すために取引上使用される可能性がある標章又は表示のみからなるもの (商標法第5条(1)c)</p> <p>(4) 通用語において取引上使用される誠実な慣行において常用されるようになった標章又は表示のみからなるもの (商標法第5条(1)d)</p> <p>(5) 商品の実際の内容により課せられた形状若しくはその他の特徴、技術的成果を得るために必要な商品の形状若しくはその他の特徴又は商品に実質的価値を与える形状若しくはその他の特徴のみからなるもの (商標法第5条(1)e)</p> <p>(6) 本法(商標法)又は公序良俗に反するもの (商標法第5条(1)f)</p> <p>(7) 商品又はサービスの内容、品質又は原産地であって公衆を誤認させる虞があるもの (商標法第5条(1)g)</p> <p>(8) 原産地名称及び地理的表示に保護を付与する国内若しくはEUの法令に基づいて又はEU若しくはスペイン国家が加盟している国際協定を理由に、登録から除外されるもの (商標法第5条(1)h)</p> <p>(9) 伝統的なぶどう酒用語に保護を付与するEUの法令又はEUが加盟している国際協定に基づいて、登録から除外されるもの (商標法第5条(1)i)</p> <p>(10) 伝統的特産品保証に保護を付与するEUの法令又はEUが加盟している国際協定に基づいて、登録から除外されるもの (商標法第5条(1)j)</p> <p>(11) 植物品種の保護を定めるEUの法令若しくは国内法又はEU若しくはスペインが加盟している国際協定に従い登録された先の植物品種の名称からなる又はそれらの本質的要素において複製するものであって、同一の又は密接に関連する種の新たな植物品種を指すもの (商標法第5条(1)k)</p> <p>(12) 適正な許諾が得られた場合を除き、スペイン、その自治州、その自治体、県又はその他の地方団体の盾、旗、勲章及びその他の記章を複製又は模倣したもの (商標法第5条(1)l)</p> <p>(13) 所轄官庁により許諾されておらず、かつ、パリ条約第6条の3によって拒絶されなければならないもの (商標法第5条(1)m)</p> <p>(14) 所轄官庁により登録が許諾されている場合を除き、パリ条約第6条の3に規定するもの以外の徽章、記章又は盾を含み、かつ、公益性を有するもの (商標法第5条(1)n)</p> <p>(15) 同一の商品又はサービスを指定する先の商標と同一であるもの (商標法第6条(1)a)</p> <p>(16) 先の商標と同一又は類似であり、かつ、標章が指定する商品又はサービスが同一又は類似であるために、公衆の間に混同の危険があるもの。混同の危険には、先の商標を連想させる危険を含む。(商標法第6条(1)b)</p> <p>(17) 商標を求める商品又はサービスと同一の活動を指定する先の商号と同一のもの (商標法第7条(1)a)</p> <p>(18) 先の商号と同一又は類似であり、かつ、標章が指定する活動が商標を求める商品又はサービスと同一又は類似であるために、公衆の間に混同の危険があるもの。混同の危険には、先の商号を連想させる危険を含む。(商標法第7条(1)b)</p> <p>(19) 周知商標又は著名商標と同一又は類似の標章であり、識別性又は名声が不当に利用され得る又は害し得るもの (商標法第8条)</p> <p>(20) 正当な許諾がない以下のもの (商標法第9条(1)a～d)</p> <p>(a) 商標の出願人以外の者を特定する固有の名称又は肖像</p> <p>(b) 公衆から見ると、出願人以外の者を特定する名、姓、筆名又はその他の標章</p> <p>(c) 第6条及び第7条において想定するもの以外の著作権又は別の工業所有権により保護された作品を複製、模倣又は改作した標章</p> <p>(d) 出願された商標の出願日又は優先日の前に商業取引において出願人以外の者を特定する法人の商号、名称又は事業名称であって、出願商標がこれら標章と同一又は類似し、かつ、適用範囲も同一又は類似するために、公衆の間に混同の危険がある場合のもの。</p> <p>(21) 原産地名称又は地理的表示であって、商標法第9条(3)の要件を満たすもの</p>
	⑮防護標章制度の有無	無。

国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン王国)		
⑯周知商標制度の有無	有。先の商標と同一又は類似の標章は、出願がなされた商品又はサービスが先の商標が登録された商品又はサービスと同一であるか否か又は類似するか否かに拘らず、先の商標がスペインにおいて又はEU商標である場合は欧州連合において周知であり、かつ、正当な理由なく実施された後の商標の使用により、先の商標の識別性若しくは名声が不当に利用され得るか又は当該使用が当該識別性若しくは名声を害し得る場合は、商標として登録することができない。(商標法第8条)		
⑰一出願多区分制度の有無	有。(商標法第12条(2))		
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第20条)		
⑲審査請求制度の有無	無。		
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。早期審査は、特別な理由がある場合には手数料(オンラインの場合47.05ユーロ)を支払って請求することができる。特別な理由としては、スペインの商標登録出願をベースにして優先権を主張して国際出願を行っている場合が該当する。		
㉑出願公開制度の有無	有。公序良俗に反する場合は除き、商標出願が方式審査を経て受領された場合は、工業所有権公報に公告される。(商標法第16条、第18条)		
㉒異議申立制度の有無	有。工業所有権公報による公告日から2か月以内に、利害関係人は異議申立を行うことができる。(商標法第19条、商標規則第17条)		
㉓無効審判制度の有無	無。 (商標法第2条、同第51条、同第52条)		
㉔不使用取消制度の有無	有。以下の2つの場合が規定されている。 (1) 登録が確定した日から5年の期間内に、実質的使用の対象とされなかった場合。 (2) 使用が5年の期間停止されている場合。 (商標法第39条)		
㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。 (商標法第12条(2))		
㉖図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)		
㉗譲渡要件	無。商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。 (注)ただし、移転の結果、商品又は役務の内容、品質又は原産地に関して公衆を誤認させるおそれがあることが移転を証明する書類から明白に推定される移転の登録は拒絶される。 (商標法第47条)		
㉘費用 単位 EUR (ユーロ) 1 EUR = 0.99 US\$ (2022年10月)	出願料	非オンライン出願	オンライン出願
	1クラス	150.45 EUR	127.88 EUR
	2以上各クラス	97.48 EUR	82.84 EUR
	[商標権の維持に掛かる費用]		
	存続期間更新料	非オンライン出願	オンライン出願
	1クラス	174.18 EUR	148.06 EUR
	2以上各クラス	116.95 EUR	99.39 EUR
㉙料金減免措置の有無	有。商標登録出願が電子出願により行われる場合は、料金が15%減額される。 (商標法追加規定8.)		